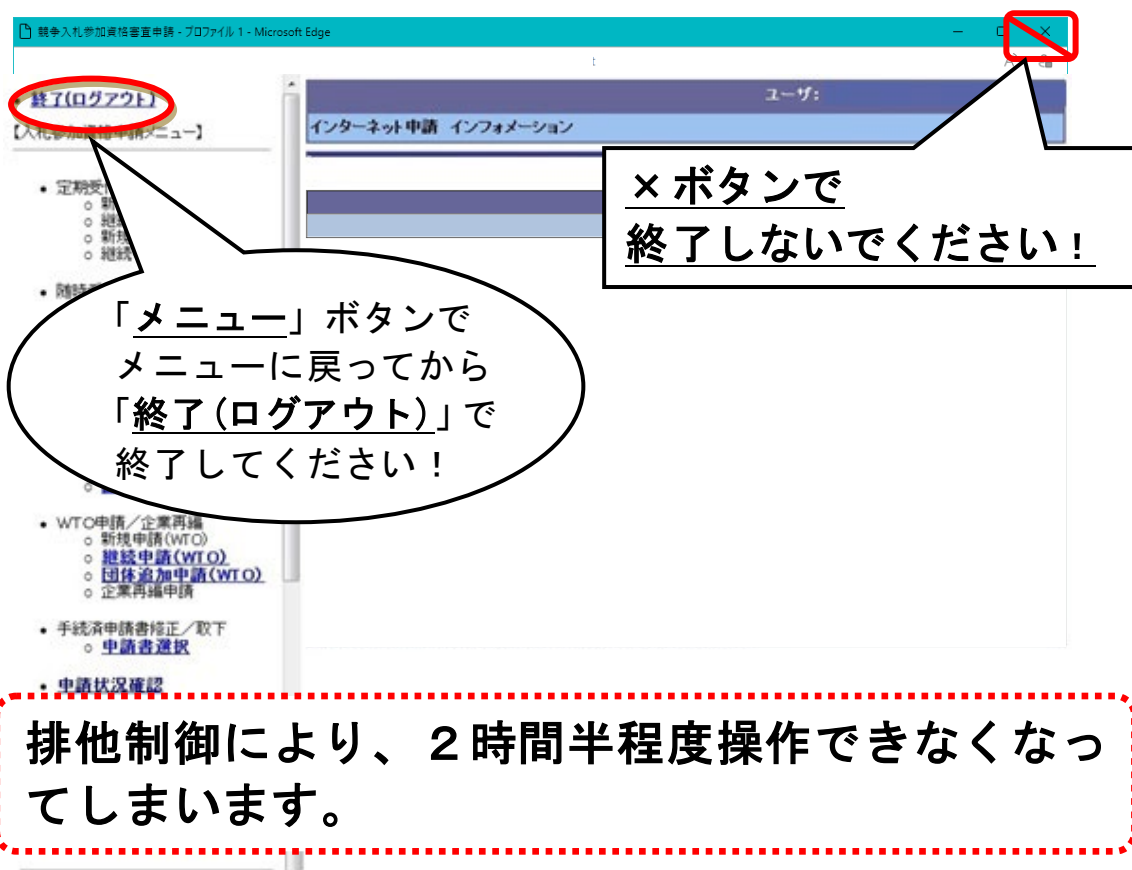


## 1 定期申請時における操作についての注意事項

### 1.1 排他制御によるロック状態

次のような操作をした場合、排他制御により、2時間半程度操作ができなくなってしまいます。

- ・画面を終了するとき、画面右上の「×」ボタン（閉じるボタン）で終了した場合
- ・画面左上の「←戻る」ボタン、「→進む」ボタンをクリックした場合
- ・30分以上何も操作を行わず、自動的にログアウトした場合
- ・パソコンを強制終了した場合



### 排他制御について

申請書の画面を開いた状態の時には、他の人が操作できないように、一時的にロックをかける「排他制御」を行っています。ロック状態の時は「**選択された業者は他のユーザにより使用中となっています。**」というメッセージが表示され、通常は、画面右上にある「メニューへ」ボタンをクリックしてメニュー画面に戻ると、解除されます。

ただし、画面右上の「×」ボタンで画面を閉じて終了してしまった時などには、実際に開いていなくても「申請書の画面を開いている」という情報だけが残ってしまい、操作できなくなってしまう場合があります。

この場合、自動で解除処理が行われますので、2時間半程度お待ちください。なお、解除の時間を早めることはできませんので、ご注意ください。

### ※解除処理について

申請前確認事項画面で「はい」をクリックしてから2時間経過した業者を対象に、毎時0分、20分、40分に解除処理が行われます。

## 1.2 自動ログアウト

30分以上何も操作を行わなかった場合、セキュリティのため、自動的にログアウトします。排他制御により操作を続けられなくなったり、入力途中の内容が無効になってしまったりすることを避けるため、操作中、30分以上席を離れる時などは、「終了（ログアウト）」でシステムを終了させるようにしてください。

また、各申請書画面では、入力途中で「入力内容保存」ボタンをクリックして、それまで入力した内容を保存することができます。

こまめに「入力内容保存」ボタンをクリックして、入力した内容を保存することをお勧めします。

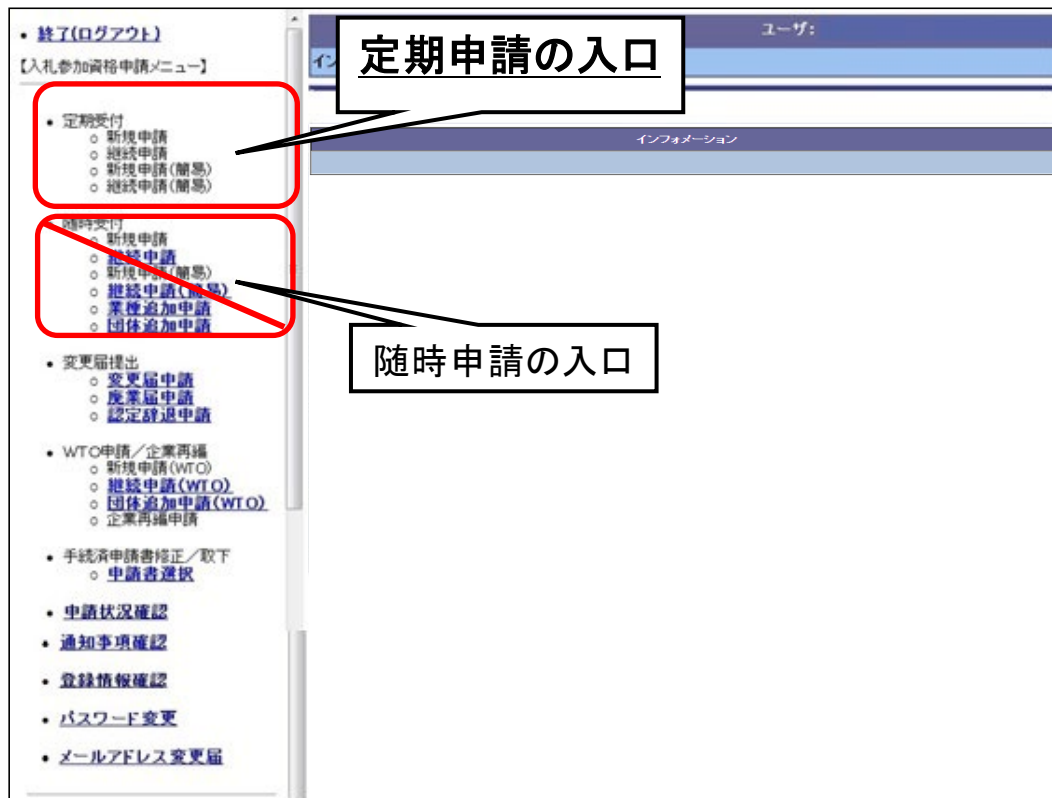
## 1.3 使用できる文字

資格申請システムで使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準漢字です。その他の漢字、半角カナ、外字、特定の機種に依存する文字（機種依存文字）は入力エラーとなりますので“商号”や“氏名”にエラーとなる文字が含まれている場合は、代替文字を使用してください。

## 1.4 定期申請への入口

定期申請のメニューは一番上に表示されています。随時申請のメニューとお間違えのないようにご注意ください。

競争入札参加資格審査申請画面



## 1.5 定期申請後の変更、団体追加、業種追加

定期申請後に提出した変更届、団体追加申請、業種追加申請の内容は、令和5年3月までの競争入札参加資格者名簿にのみ反映されます。

定期申請後に申請内容に変更があり、令和5年4月から令和6年3月までの競争入札参加資格者名簿においても変更が必要な場合は、**令和5年4月1日以降**に変更届、団体追加申請、業種追加申請を提出して下さい。

ただし、定期申請受付期間内の申請における神奈川県（共通審査団体）の進捗状況が「作成中」、「審査中」及び「補正指示」であれば、申請内容を変更（9.1 修正）参照）することも可能です。（進捗状況は「12 申請状況の確認」）を参照）

また、他団体の進捗状況が「審査中」または「補正指示」の場合、神奈川県が進捗状況が「認定中」「認定」「手続終了」のいずれかであっても、変更可能な項目があります。この場合の進捗状況と変更の可否については、次のページをご確認ください。

進捗状況		変更
神奈川県	他団体	
作成中	作成中	○
審査中 補正指示	審査中	○
認定中 認定 手続終了	審査中 補正指示	△※
認定中 認定 手続終了	認定中 認定 手続終了	×

※変更可能項目（「審査中」または「補正指示」の他団体部分のみ）

- ・受任者情報画面（ただし、すでに「認定中」以降の進捗状況になっている団体との共通の申請内容を除きます。）

（例）定期申請後（県の進捗状況：認定）、代表者が変更となった場合  
令和5年3月15日までに変更届を提出  
⇒ 令和3年・4年度名簿に反映

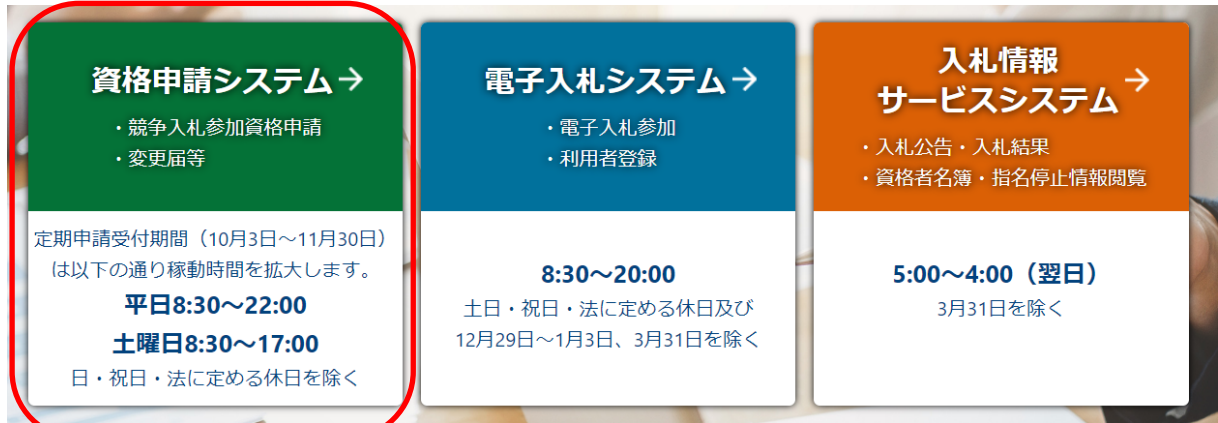
令和5・6年度名簿に反映させるには、  
令和5年4月1日以降にも変更届を提出して下さい。  
（令和3・4年度と令和5・6年度の2回提出が必要）

## 2 基本の操作

### 2.1 資格申請システムの起動方法

「かながわ電子入札共同システム」のホームページから「資格申請システム」を起動します。

「かながわ電子入札共同システム」ホームページアドレス  
<https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>



「資格申請システム」を  
クリックします。

検索サイトから「かながわ電子入札共同システム」で検索するか、神奈川県庁のホームページから次のリンクをたどってください。

「神奈川県庁」(<https://www.pref.kanagawa.jp>)

→入札・売却

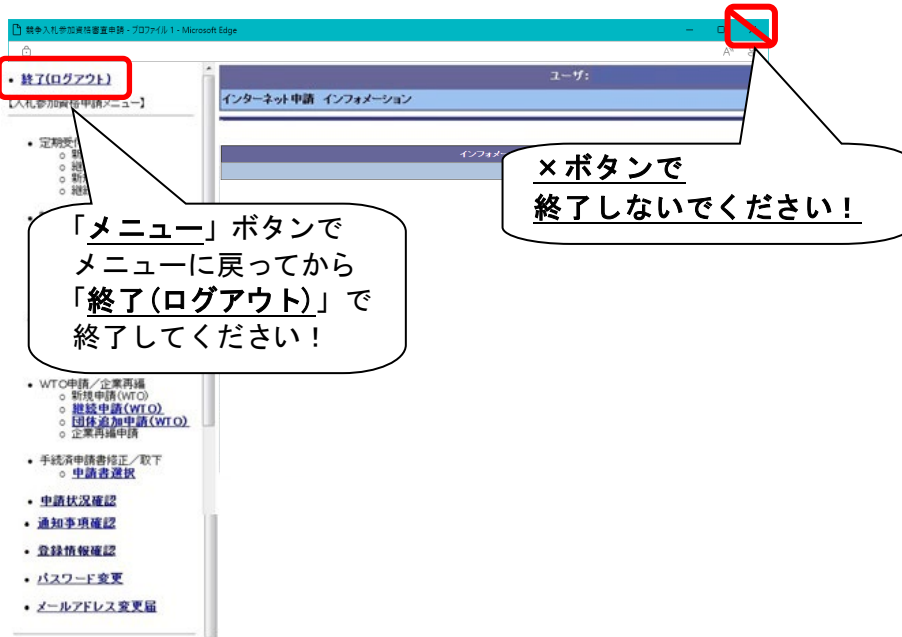
→「かながわ電子入札共同システム」

→「かながわ電子入札共同システムの入口」

「資格申請システム」をクリックすると「競争入札参加資格認定申請 インターネット受付について」の画面が開きます。

## 2.2 資格申請システムの終了方法

資格申請システムは、必ず「終了（ログアウト）」ボタンから終了させてください。「×」ボタンで終了させると、排他制御により、**2時間半程度操作することができなくなってしまいます。**



## 2.3 申請に係るシステム操作の流れ（新規、継続）

